

訪問看護医療DX情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

2024年診療報酬改定に伴い、当ステーションは、地方厚生局長等に届け出たステーションの看護師が、オンライン資格確認により、御利用者様の同意のもと診療情報や薬剤情報を取得・活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより、訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

本加算の施設基準は下記の通りです。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 2. の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3. の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。